

計画における各主体の役割

本計画の推進にあたっては、それぞれの主体が役割をはたし、互いに協働して取り組みを推進します。



計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間としています。



計画の推進体制

この計画を円滑、適切に推進するためには、市民一人ひとりが自らの役割を認識し、主体的に行動することが大切ですが、それとともに、市民、事業者、市、さらには市民団体・NPOのそれぞれの主体が互いに協力し合い、連携して行動することが重要です。

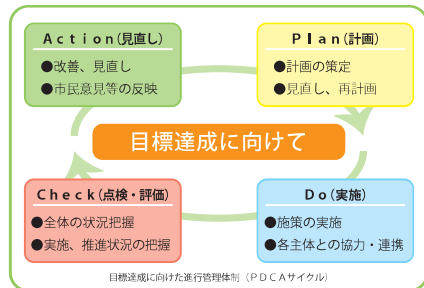
そのため、本計画の推進母体として、これらの主体で構成する「一宮市環境基本計画推進協議会」により、事業の連絡調整、情報交換などを行います。

また、市の施策については、行内の関係各課で構成する「環境基本計画連絡会議」において円滑な推進を図ります。

計画の進行管理

市長はこの計画の進行状況を「一宮市環境基本計画推進協議会」へ報告し、点検、是正、見直しなどの意見を求めるとともに、「一宮市環境審議会」においても審議し、各主体の参加による形での進行管理を行います。

また、進行状況については、毎年、広報やパンフレット、市ホームページなどで報告します。



第2次一宮市環境基本計画 平成26年3月
 発行：一宮市
 編集：環境部環境保全課
 〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52番地
 TEL 0586-45-7185
 FAX 0586-45-7187
 E-mail kankyozen@citychinomaya.lg.jp

第2次一宮市環境基本計画

毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市

平成26年(2014)度 ▶ 平成35年(2023)度



計画策定の趣旨

一宮市環境基本計画は、一宮市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

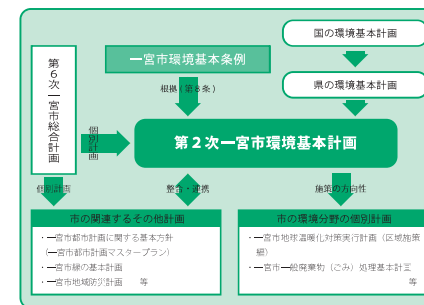
改定の背景

平成16年4月に「一宮市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、市民団体・NPOとともに様々な環境保全の取り組みを推進してきましたが、策定から10年が経過し、温室効果ガス総排出量の増加、生物多様性の保全と持続可能な利用など環境を取り巻く状況が大きく変化し引き続き対応しなければならない問題も数多く残されています。

そこで、社会状況等の変化やこれまでの取り組みを踏まえ、「第6次一宮市総合計画」で掲げる目指すべき将来像の実現を環境面において確立・具体化するとともに、「一宮市環境基本条例」に掲げる基本理念に基づき、「安全で快適な魅力あふれる環境都市」の実現に向け、前計画「一宮市環境基本計画」の後継計画として策定しました。

計画の位置付け

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために策定するものであり、「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や、「一宮市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等の環境分野の個別計画における施策に方向性を与えるものです。



基本方針 1 「安全で快適な生活環境」の保全を目指して

私たちが安全で快適な生活環境の下で暮らすためには、健康に直結する大気汚染や水環境を良好な状態に保持するとともに、快適な生活環境を保持するため、騒音・振動、悪臭などの都市型・生活型公害に対しても適切に対応していく必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりが何をしなければならないのかということを考え、互いに協力して積極的に取り組むことが必要です。市民の意識を高め、毎日の生活を環境負荷の少ない生活に変えていくことが特に重要な課題です。

このため、将来を担う子どもたちも安心して暮らせる一宮の「まちそだて」のため、一人ひとりの環境に対する知識や意識をそだて、そして行動することによって、環境負荷の少ない「安全で快適な生活環境」の保全を目指します。



基本方針 2 「自然共生社会」の実現を目指して

山や森のない本市にとって、木曽川(河)川の河畔林や田畑などの自然環境は生きものの生息環境として極めて重要な場所となっています。また、緑あふれる公園は市民にとって憩いや安らぎを感じる場所となっています。歴史的・文化的景観を継承しつつ、自然環境を保全、創出し、多様な生きものの生息環境をより豊かにする必要があります。

自然にふれ、私たち一人ひとりが自然環境への保全意識を高め、自然環境に配慮した行動に結び付けていくことが特に重要な課題です。

このため、私たちは地域の特性、特色を生かしながら、この残された貴重な自然環境を将来の世代に引き継ぐため、「まもる(残す・保全)」、「つくる(創出・整備)」、「つなぐ(ネットワーク化・学ぶ)」を基本とした自然環境の保全・創出により、生物多様性に配慮した「自然共生社会」の実現を目指します。



目指すべき環境像と基本方針

目指すべき環境像の実現のために5つの基本方針を掲げ、環境に負荷の少ない持続可能な社会をつくり、住みやすく、幸せが感じられるまちづくりを目指します。



基本方針 3 「循環型社会」の実現を目指して

私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄によって物質的な豊かさもたらしましたが、廃棄物の大量排出による最終処分場の不足や不法投棄等の不適正処理の増加など深刻な廃棄物問題を引き起こしました。その解決には、これまでのごみの減量・資源化施策の効果を維持しながら、さらなる減量・資源化を進めるとともに、ごみ処理の「見える化」により、私たち一人ひとりが、ごみに関する意識を高め、具体的な行動を実践していくことが特に重要な課題です。

このため、ライフスタイルの見直し、ごみの発生抑制、資源の有効活用、「もったいない」精神の社会への浸透などにより、環境への負荷が少ない市民参加型の「循環型社会」の実現を目指します。



基本方針 4 「地球温暖化防止(低炭素社会)」の実現を目指して

私たちは、石油などの化石燃料をエネルギー源として多量に消費し、温室効果ガスを排出してきました。また、ライフスタイルが大きく変化したことも、エネルギー消費の増加につながっており、産業、運輸だけでなく家庭生活など、あらゆる分野における温室効果ガスの排出が、地球温暖化に多大な影響を及ぼしていることを理解しなければなりません。そのため、私たち一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、限られた資源の有効活用や再生可能エネルギーの利用を促進し、地球環境への負担が少ない行動へと転換していくことが重要な課題です。

このため、地球環境に配慮したまちを形成するとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用技術の積極的な導入をし、環境負荷の少ない交通体系の整備を進め、低炭素社会に貢献する産業を振興することにより、温室効果ガス排出を大幅に削減する「地球温暖化防止(低炭素社会)」の実現を目指します。



基本方針 5 「連携・協働社会」の実現を目指して

目指すべき環境像を達成するためには、市民、事業者、市民団体・NPO、市のそれぞれが役割や責務を自覚し、自発的な活動を促進するとともに相互に連携・協働する必要があります。そのためには、情報提供や交流する拠点の整備、人材の育成等の取り組みを総合的に推進し、子どもから高齢者まで全ての世代が環境問題について学ぶ場や機会を増やしていくことが重要な課題です。

このため、家庭生活、学校、地域社会、事業活動などのあらゆる場面で環境の保全と創造に取り組む仕組を充実させるとともに、環境教育・環境学習の場や機会の拡充、各主体間のネットワークづくりなど、だれもが、環境活動に積極的に取り組む「連携・協働社会」の実現を目指します。



実践する主な取り組み

5つの基本方針の達成に向けて、市民・事業者・市の各主体が連携・協力して取り組みます。

基本方針 1

- 低公害車の普及を促進します。
- 公共用水域に係る水質調査、監視体制を充実します。
- 廃棄物を適正に処理します。
- 公共交通機関などの利用を心がけます。 等

基本方針 2

- 環境の保全と活用を促進し、緑化スポットを増やします。
- 郷土の歴史・文化遺産の保存、伝承に努めます。
- 緑があふれ自然に親しむ空間を整備します。
- 多様な生きものがすめる環境づくりを進めます。 等

基本方針 3

- ごみの分別方法の知識を共有します。
- 無駄な包装を断り、無駄な商品を買わないようにします。
- ごみの量やゆくえを共有します。
- 循環型ライフスタイルを実践します。 等

基本方針 4

- 「地球環境に配慮したまち」づくりを進めます。
- 省資源・省エネルギーに努めます。
- 再生可能エネルギーの導入に心がけます。
- 徒歩での移動や自転車・公共交通機関を活用します。 等

基本方針 5

- 環境に関する情報を収集・提供し、市民の意識向上を図ります。
- 地域における環境問題について協働して取り組みます。
- 環境教育・学習プログラムを充実し、人材を育成します。
- 身近な場所で環境教育・学習ができるようにします。 等